

1 パブリックコメントで提出された意見の反映状況

1-1 パブリックコメントの実施結果

実施期間:平成23年12月12日から平成24年1月13日まで

総意見数:8件(3通。うち、ファクシミリ2通、電子メール1通)

採否の対応区分

記号	対 応 区 分	件数	
	意見を反映し、素案を修正したもの	2件	
	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの		
	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	0件	
	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていくもの	4件	

1 - 2 提出された意見及びその採否

提出された意見とその対応は以下のとおりです。

NO	関連する項目	意見の概要	対応 区分	採否の理由
1	第2部第2章 2 包括的支援事業	逗子市が今後、地域で支え合う体制づくりを目指すにあたって、地域包括支援センターを中心とした構築と書かれていますが、市の職員を支援センターのメンバーにするなど行政が主体となり責任を持って取り組むこと。		ご意見を踏まえ、地域包括支援センターについて【今後の取組み】に盛り込みます。地域で支え合う体制づくりについて、運営を委託することは継続するものの、市としての方針を定め、責任主体として強く関わっていきます。
2	その他	「性差医療」体制確立のため、女性スタッフによる更年期外来、女性外来設置を推進すること。		本計画は、老人福祉計画と介護保 険計画に係る計画のため、ご提案 のような内容を盛り込むことがで
3	その他	女性特有のがんや男性特有のがん、更年期についての自助グループ立ち上げの支援をすること。		きません。今後、地域医療を考え る上で参考にしていきます。
4	第2部 第1章 介護保険事業 の推進	高齢者の多くを占める女性が、要介護者を介護者していることも、自身が要介護者であることも多い。いずれにせよ介護者の肉体的・経済的・精神的負担が取り除かれる制度を確立すること。		介護保険制度は、高齢者の介護を 社会で支えるという理念で創設されました。本計画においても在宅 生活の支援に取り組んでおりま す。今後も、いただいたご意見に 留意しながら充実に努めていきた と考えております。

NO	関連する項目	意見の概要	対応 区分	採否の理由
5	第1部第1章 3 計画策定にあたって	「素案」を確定する過程で、市民に広報し、医療、福祉、介護などに関わる人々と市民が協議する機会などをつくり、市民の認識を高める場を設けること。		素案の策定にあたっては、医療・福祉・介護や公募の市民の方が参加する「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」においてご意見をいただいております。いただいたご意見に留意しながら、周知に努めていきたと考えております。
6	第1部第1章 3 計画策定にあたって	パブリックコメントを求めるには、早くから十分な情報・素案を 広報して、市民の関心を高め、参 加できるようにすること。		本計画は、国の制度改正と関連が あるため、市の努力だけで解決で きませんが、いただいたご意見に 留意しながら、周知に努めていき たいと考えております。
7	第2部第4章 1 高齢者施策の総合 的な推進 1-1地域包括ケア体 制の推進	高齢者が安心して、その人の人生 を生き通せるまちづくり、そのた めの地域包括ケアシステムを描 き、実現していくプログラムを示 すこと。		本計画には、地域包括ケア体制の 推進として盛り込まれています。 計画の実施にあたっては、ご意見 を参考に進めていきたいと考えて おります。
8	第2部第4章 1 高齢者施策の総合 的な推進 1-1地域包括ケア体 制の推進	「逗子市まちづくり基本計画」で、「ふれあい活動圏」(互いに顔が見え、交流ができ、歩いていける半径300m程度の範囲を想定)に「ふれあい活動センター」を設け、地域共同体の生活支援力を高めることを目標にしている。本計画においても位置づけをおここと。		本計画において具体的な活動内容までは記載できませんが、ご意見を踏まえ、地域で支えあう体制づくりにおいて、今後展開される「ふれあい活動圏創成事業」について盛り込みます。

2 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会

逗子市高齢者保健福祉計画懇話会運営要綱

平成23年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画並びに 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項及び逗子市介護保険条例(平成12年逗子市条例第 8号)第2条に規定する介護保険事業計画を一体とした逗子市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者 保健福祉計画」という。)の策定、進行管理等に際し、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市高齢者保健福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、その運営に ついて必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 介護保険サービスの関係者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- 2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、高齢者保健福祉計画の策定等について知識経験を有する アドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対し、資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市高齢者保健福祉計画懇話会の開催状況

回	日程	議事
1	平成23年7月26日	(1) 第4期高齢者保健福祉計画の進捗状況について
		(2) 高齢者保健福祉計画策定方針(案)について
		(3)その他
2	平成23年8月30日	(1) 第1回懇話会時の確認事項について
		(2) 逗子市の高齢者の現状と将来見込みについて
		(3) 介護予防事業の次期計画の方向性について
		(4) 介護保険法等の一部を改正する法律の概要について
		(5) その他
3	平成23年10月24日	(1) 介護給付サービス量の見込みについて
		(2) 逗子市の市町村特別給付について
		(3) 高齢者福祉サービスの次期計画期間の方向性について
4	平成23年11月7日	(1) 介護保険料の見込みについて
		(2) 重点的に推進する施策の基本方向について
		(3) その他
5	平成23年11月28日	(1) 計画素案について 第1部「総論」
		(2) 計画素案について 第2部「各論」
6	平成24年2月10日	(1)パブリックコメントの実施結果及び結果反映について
		(2)計画案について
		(3)その他

逗子市高齢者保健福祉計画懇話会名簿

2012年(平成24年)3月31日現在 (敬称略)

		2012年(十成24年)3月31日現任	(DX 17 N M G)
NO	ふりがな 氏 名	選出団体等	備考
1	かわしま ほしみ 川島 星美	公募市民	
2	もりの とよこ 森野 豊子	公募市民	
3	きむら こうすけ 木村 浩介	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	副座長
4	おしかわ てつや 押川 哲也	社会福祉法人 地域福祉協会 逗子ホームせせらぎ	座長
5	いしい かずみ 石井 和美	社会福祉法人 百鷗 逗子清寿苑	
6	たかだ あいえつ 高田 愛悦	ズシップ連合会	
7	たかつ けいいち 高津 惠一	逗子市民生委員児童委員協議会	
8	いのうえ かつや 井上 克也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	

【アドバイザー】

2012年(平成24年)3月31日現在 (敬称略)

NO	ふりがな 氏 名	選出団体等	備考
1	あきやま けいじ 秋山 薊二	関東学院大学教授	
2	あきま れいじ秋間 禮二	社団法人 逗葉医師会	
3	ぁきょし しずこ 秋吉 静子	公益社団法人 神奈川県看護協会	
4	もとむら はるみ 本村 春美	保健師	

逗子市高齢者保健福祉計画

(平成24年度~平成26年度)

光・みどり・海・心かよう健やか都市・ずし

平成24年3月

発行 逗子市

編集 逗子市福祉部介護保険課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話046-873-1111 (代表) /ファックス046-873-4520